

2026年1月20日

各 位

会 社 名 トーイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 太
(コード：7923、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 専務執行役員 経営企画統括
坂戸 正朗
(TEL. 03-5627-9111)

会 社 名 C S R I 5号株式会社
代表者名 代表取締役 前田 拓

(訂正) C S R I 5号株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「C S R I 5号株式会社によるトーイン株式会社（証券コード：7923）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

C S R I 5号株式会社は、トーイン株式会社の普通株式を対象とする公開買付けに関する 2025 年 12 月 23 日付公開買付届出書（2025 年 12 月 26 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2026 年 1 月 20 日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 12 月 22 日付「トーイン株式会社（証券コード：7923）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 12 月 26 日付 「(訂正)「トーイン株式会社（証券コード：7923）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」」の訂正に関するお知らせ）により訂正された事項を含みます。）の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、C S R I 5号株式会社（公開買付者）がトーイン株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 1 月 20 日付「(訂正)「トーイン株式会社（証券コード：7923）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026年1月20日

各 位

会 社 名 C S R I 5 号株式会社
代表者名 代表取締役 前田 拓

(訂正)「ト一イン株式会社(証券コード:7923)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

C S R I 5 号株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年12月22日、ト一イン株式会社(株式会社東京証券取引所スタンダード市場、コード番号:7923、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2025年12月23日より本公開買付けを開始しております。

今般、2025年12月23日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年12月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、(i) 公開買付者が、2026年1月15日付で、シーダム株式会社(所有株式数35,000株、所有割合:0.70%、ト一イン共栄会を通じた所有株式数:11,812株、ト一イン共栄会を通じた所有割合:0.23%)との間で、シーダム株式会社が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したこと、(ii) 公開買付者は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第2項但書に基づき、2026年1月15日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年1月16日から対象者株式の取得が可能となったこと、(iii) 対象者の従業員持株会であるト一イン従業員持株会(所有株式数:135,713株、所有割合:2.70%)との間で2025年12月26日付で締結した応募契約における、ト一イン従業員持株会が本公開買付けに応募するための条件が、2026年1月19日時点で充足された旨の連絡を同日に受けたことにより、ト一イン従業員持株会が応募契約に基づきその所有する対象者株式の全てを応募する見込みとなったこと、並びに(iv) 公開買付者が、公正取引委員会から2026年1月19日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年1月19日に受領したことに伴い、記載事項及び添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年1月20日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2025年12月22日付「ト一イン株式会社(証券コード:7923)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025年12月26日付「(訂正)「ト一イン株式会社(証券コード:7923)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。)及び公開買付開始公告の内容を、以下のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等の変更ではありません。変更箇所には下線を付しております。

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏(以下「山科氏」といいます。)(所有株式数1,010,417株、所有割合(注3):20.07%)、山科進太郎氏(所有株式数127,000株、所有割合:2.52%)、山科実桜氏(所有株式数127,000株、所有割合:2.52%)、古川知子氏(所有株

式数 66,000 株、所有割合 : 1.31%) 及び山科智氏 (所有株式数 24,000 株、所有割合 : 0.48%)、対象者の取引先持株会であるトイン共栄会 (所有株式数 587,700 株、所有割合 : 11.68%)、対象者の従業員持株会であるトイン従業員持株会 (所有株式数 135,713 株、所有割合 : 2.70%)、artience 株式会社 (所有株式数 197,000 株、所有割合 : 3.91%)、株式会社バンダイナムコホールディングス (所有株式数 182,500 株、所有割合 : 3.63%)、三井住友信託銀行株式会社 (所有株式数 170,000 株、所有割合 : 3.38%)、株式会社トッキヨ (所有株式数 112,400 株、所有割合 : 2.23%)、株式会社小森コーポレーション (所有株式数 109,800 株、所有割合 : 2.18%)、ツジカワ株式会社 (所有株式数 89,600 株、所有割合 : 1.78%)、株式会社日金 (所有株式数 86,100 株、所有割合 : 1.71%)、株式会社文昌堂 (所有株式数 50,000 株、所有割合 : 0.99%)、株式会社村田金箔 (所有株式数 47,400 株、所有割合 : 0.94%)、株式会社三菱UFJ銀行 (所有株式数 44,000 株、所有割合 : 0.87%)、株式会社シロキホールディングス (所有株式数 37,200 株、所有割合 : 0.74%)、王子ホールディングス株式会社 (所有株式数 33,000 株、所有割合 : 0.66%)、日本紙パルプ商事株式会社 (所有株式数 32,200 株、所有割合 : 0.64%)、有限会社誠和運輸 (所有株式数 31,400 株、所有割合 : 0.62%)、森雄吾氏 (所有株式数 23,900 株、所有割合 : 0.47%) 並びに王子マテリア株式会社 (所有株式数 0 株、所有割合 : 0.00% (注4)) (以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。) の間で、応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て (所有株式数の合計 : 3,324,330 株、所有割合の合計 : 66.05%) を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております (ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められております。)。

また、本応募合意株主のうち、トイン共栄会の会員でもある株主は、トイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続 (トイン共栄会の規約変更手続を含みます。) が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トイン共栄会の会員でもある株主は、artience 株式会社 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 14,192 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.28%)、株式会社トッキヨ (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 36,881 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.73%)、株式会社小森コーポレーション (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 14,162 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.28%)、ツジカワ株式会社 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 15,623 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.31%)、株式会社文昌堂 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 28,036 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.56%)、株式会社村田金箔 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 14,119 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.28%)、株式会社シロキホールディングス (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 19,543 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.39%)、王子ホールディングス株式会社 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 31,346 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.62%)、日本紙パルプ商事株式会社 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 231 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.00%)、有限会社誠和運輸 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 18,876 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.38%)、及び、王子マテリア株式会社 (トイン共栄会を通じた所有株式数 : 5,669 株、トイン共栄会を通じた所有割合 : 0.11%) です。各株主のトイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた 2025 年 3 月 31 日時点における情報をもとに記載しております。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科統氏	1,010,417	20.07
2	山科進太郎氏	127,000	2.52

3	山科実桜氏	127,000	2.52
4	古川知子氏	66,000	1.31
5	山科智氏	24,000	0.48
小計（山科家応募合意株主）		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience 株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキヨ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
18	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
19	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
20	森雄吾氏	23,900	0.47
21	王子マテリア株式会社	—	—
小計（その他株主）		<u>1,246,500</u>	<u>24.77</u>
トーアイン共栄会			
22	トーアイン共栄会	587,700	11.68
トーアイン従業員持株会			
23	トーアイン従業員持株会	135,713	2.70
合計		<u>3,324,330</u>	<u>66.05</u>

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーアイン共栄会の会員であるため、トーアイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーアイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続(トーアイン共栄会の規約変更手続を含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーアイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーアイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏(以下「山科氏」といいます。)(所有株式数1,010,417株、所有割合(注3):20.07%)、山科進太郎氏(所有株式数127,000

株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトーアイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、対象者の従業員持株会であるトーアイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、シーダム株式会社（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,359,330株、所有割合の合計：66.74%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められています。）。なお、上記のとおり、2026年1月15日時点における本応募合意株主の所有する対象者株式の合計数は3,359,330株（所有割合：66.74%）であり、かかる合計数は、本公開買付けにおける買付予定数の下限（3,355,500株）を上回っております。

また、本応募合意株主のうち、トーアイン共栄会の会員でもある株主は、トーアイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーアイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーアイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーアイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーアイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トーアイン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキヨ（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、シーダム株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：11,812株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.23%）、王子ホールディングス株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：231株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.00%）、有限会社誠和運輸（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：5,669株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.11%）です。各株主のトーアイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載しております。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

No.	氏名又は名称	所有株式数(株)	所有割合(%)
山科家応募合意株主			
1	山科統氏	1,010,417	20.07
2	山科進太郎氏	127,000	2.52
3	山科実桜氏	127,000	2.52
4	古川知子氏	66,000	1.31
5	山科智氏	24,000	0.48
小計（山科家応募合意株主）		1,354,417	26.91
その他株主			
6	artience 株式会社	197,000	3.91
7	株式会社バンダイナムコホールディングス	182,500	3.63
8	三井住友信託銀行株式会社	170,000	3.38
9	株式会社トッキヨ	112,400	2.23
10	株式会社小森コーポレーション	109,800	2.18
11	ツジカワ株式会社	89,600	1.78
12	株式会社日金	86,100	1.71
13	株式会社文昌堂	50,000	0.99
14	株式会社村田金箔	47,400	0.94
15	株式会社三菱UFJ銀行	44,000	0.87
16	株式会社シロキホールディングス	37,200	0.74
17	<u>シーダム株式会社</u>	<u>35,000</u>	<u>0.70</u>
18	王子ホールディングス株式会社	33,000	0.66
19	日本紙パルプ商事株式会社	32,200	0.64
20	有限会社誠和運輸	31,400	0.62
21	森雄吾氏	23,900	0.47
22	王子マテリア株式会社	—	—
小計（その他株主）		<u>1,281,500</u>	<u>25.46</u>
トーアイン共栄会			
23	トーアイン共栄会	587,700	11.68
トーアイン従業員持株会			
24	トーアイン従業員持株会	135,713	2.70
合計		<u>3,359,330</u>	<u>66.74</u>

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数(1,344,253株)を控除した株式数(5,033,247株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーアイン共栄会の会員であるため、トーアイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーアイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続(トーアイン共栄会の規約変更手続を含みます。)が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーアイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーアイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに

応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

II. 公開買付開始公告の訂正内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしヌ及びワないしツ、第 3 号イないしチ及びヌ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 3 号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、②対象者の重要な子会社に同号イないしトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしヌ及びワないしツ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 3 号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合及び、②対象者の重要な子会社に同号イないしトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。